

一七九三年の憲法（訳）

山本浩三

一七九三年六月二十四日の憲法と人および市民の権利の宣言

人間および市民の権利の宣言

フランス人民は、人間の自然権の忘却と軽視とが、世界の不幸の唯一の原因であることを確信し、これらの神聖で譲り渡すことのできない権利を、厳粛な宣言において明示することを決心した。それは、すべての市民がたえず政府の行為をすべての社会制度の目的と比較することができ、決して專政によって圧迫され、墮落させられたいめであり、人民がつねに、その自由とその幸福の基礎を眼の前にもち、行政官がかれらの義務の規則をもち、立法者がかれらの任務の対象をもつたためにである。したがつて、フランス人民は、最高存在の前で、人および市民の権利のつぎの宣言を発する。

第一条 社会の目的は、共同の幸福である。

政府は、人間にかれらの自然の、かつ時効にからない権利の享有を保障するために設けられる。

第二条 これらの権利は、平等、自由、安全、所有である。

一七九三年の憲法（訳）

第三条 すべての人間は、本来の性質として平等であり、かつ法律の前に平等である。

第四条 法律は、一般意志の自由かつ厳粛な表明である。法律は、それが保護する場合でも、処罰する場合でも、すべての人にとって同じである。法律は、社会にとつて正しくかつ有益なことしか命じることができない。法律は、社会にたいし有害なことだけしか禁止することができない。

第五条 すべての市民は、ひとしく公職につくことができる。

自由な市民は、その選挙において、徳と才能以外の優先事由を認めない。

第六条 自由は、他人の権利を害しないすべてのことをおこなう、人間に属する力である。自由は、自然を原則とし、正義を規準とし、法律を保護としてもつ。その道徳上の限界は、つぎの格言の中にある。

他人が汝におこなうこと欲しないことを他人におこなうな。

第七条 印刷の手段によつてであれ、他のすべての手段によつてであれ、その思想およびその意見を表明する権利、平穏に集会する権利、自由な礼拝は、禁止されえない。

これらの権利を述べる必要があるのは、専政政治の最近の存在または記憶のためである。

第八条 安全は、社会がその各構成員に、その身体、その権利およびその所有の保持のために与える保護の中にある。

第九条 法律は、支配者の圧政にたいし、公の自由および個人

の自由を保護しなければならない。

でなければならない。

第一〇条 何人も、法律が定める場合かつ法律が命じる形式による以外は、起訴も逮捕も拘禁もされえない。法律の権威によつて召喚された時は逮捕されたすべての市民は、ただちに従わなければならぬ。かれは抵抗によつて犯罪人となる。

第一条 法律が定める場合以外かつ法律が定める形式なしにある人にたいしおこなわれたすべての行為は、恣意的であり、專政的である。ある人にたいして暴力によつてそれが実施されようとするときは、その人は實力によつてこれを撃退する権利をもつ。

第二条 恣意的な文書^{アクト}を請願し、発し、署名し、執行しかつ執行させる人びとは、有罪であり、かつ処罰されねばならない。

第三条 すべての人は有罪であると宣告されるまで無罪となざれるから、たとえかれを逮捕することが絶対必要と判断されても、その身体を確保するために必要でないすべての苛酷さは、法律によつてきびしく処罰されねばならない。

第四条 何人も、聴問または適法に召喚されたのちにだけ、かつ犯罪以前に公布された法律によつてだけ裁判されかつ処罰されねばならない。法律が存在する前に犯された犯罪を处罚する法律は、專政である。法律に与えられる溯及効は、犯罪である。

第五条 法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰だけを科さなければならぬ。刑罰は、犯罪に比例しかつ社会に有益なもの

第一六条 所有権は、すべての市民に属する、その財産、その収入、その労働と産業の成果を、任意に享受しかつ処分する権利である。

第一七条 いかなる種類の労働、耕作、商業も、市民の産業に禁止されえない。

第一八条 すべての人は、その勤務、その時間を契約することができます。ただしすべての人は、自分を売ることも売られることもできない。その身体は、譲渡できる所有物ではない。法律は、奉公人の身分を認めない。働く人とかれを雇う人の間には、配慮と感謝の契約だけが存在する。

第十九条 何人も、適法に確認された公の必要がそれを強く要求した場合、および正当かつ事前の補償の条件の下でなければ、その同意なしには、かれの所有の最小部分でも奪われえない。

第二〇条 いかなる租税も、公益のため以外には設けることができない。すべての市民は、租税の設定に参与し、その用途を監視し、かつその報告をうける権利をもつ。

第二一条 公の救済は、神聖な負債である。社会は、かれらに労働を得させ、あるいは労働することができない人びとに生活手段を確保することによつて、不幸な市民の生存にたいし義務を負う。

第二二条 教育は、万人の要求である。社会は、全力をあげて、公共の理性の進歩を助け、かつすべての市民が教育をうけう

るようしなければならない。

第二十三条 社会保障は、各人に、かれらの権利の享有と保持を確保するための、すべての人の行為の内に存在する。この保障は、国民主権に基盤を置く。

第二十四条 公務の限界が明らかに法律によって定められず、またすべての公務員の責任が確保されないならば、社会保障は存在することができない。

第二十五条 主権は、人民に在る。主権は、一であり分割できず、時効にからずかつ譲り渡すことができない。

第二十六条 人民のいかなる部分も、人民全体の権力を行使することができない。ただし主権者集会の各区は、完全な自由をもつて、その意志を表明する権利を享有しなければならない。

第二十七条 主権をさん奪するすべての個人は、即座に自由人によつて死刑に処せられねばならない。

第二十八条 人民は、つねにその憲法を再検討し、改革しかつ変更する権利をもつ。一世代は、未来の世代をその法律に無理に服従させることができない。

第二十九条 各市民は、法律の作成とその受任者または代理人の任命に参与する平等の権利をもつ。

第三〇条 公務は、本質的に一時的である。公務は、特別待遇としても報賞としても考えられず、義務として考えられうる。

第三一条 人民の受任者とその代理人の犯罪は、必ず処罰されねばならない。何人も、自分を他の市民以上に不可侵であると主張する権利をもたない。

一七九三年の憲法（訳）

第三二条 公権力の受託者に請願書を提出する権利は、いかなる場合においても、禁止され、停止され、制限されえない。

第三三条 圧政にたいする抵抗は、人間の他の権利の結果である。

第三四条 社会体の構成員のただ一人でも圧迫されるときは、社会体にたいする圧政が存在する。社会体が圧迫されるときには、各構成員にたいする圧政が存在する。

第三五条 政府が人民の権利を侵害するときは、反乱が、人民にとつてかつ人民の各部分にとつて、もつとも神聖な権利であり、もつとも欠くべからざる義務である。

憲 法

共 和 国

第一条 フランス共和国は、一であり、分割できない。

第二条 フランス人民は、その主権の行使のため、郡の第一次集会に区分される。

第三条 フランス人民は、行政のためかつ裁判のため、県、地区、市町村に区分される。

市民の身分

第四条 つぎのものはフランス市民権の行使を認められる。

フランスに生れかつ居住する満二一歳のすべての人。

一年前からフランスに居住し、そこでその仕事で暮らし立てるか、または所有権を取得するか、または子供を養子にす

るか、または老人を扶養する満二一歳のすべての外国人。

おわりに、立法府によつて、人類によき功績があつたと判断されるすべての外国人。

第五条 市民権の行使は、つぎの場合にできなくなる。

外国への帰化によつて。

人民のものでない政府から発する職務または恩恵の受諾によつて。

名譽拘禁または体刑の宣告によつて。ただし復権まで。

第六条 市民権の行使は、つぎの場合に停止される。

訴追状態によつて。

不在判決によつて。ただし判決が破棄されないかぎり。

人 民 権

第七条 主権者人民は、フランス市民の総体である。

第八条 主権者人民は、その代議士を直接任命する。

第九条 主権者人民は、行政官、公仲裁人、刑事および破毀裁判官の選択を選挙人に委ねる。

第一〇条 主権者人民は、法律を審議する。

第一次集会

第一一条 第一次集会は、各郡に六ヶ月前から居住する市民で構成される。

第一二条 第一次集会は、投票のために召集された、最低二〇〇人から最高六〇〇人の市民で構成される。

第一三条 第一次集会は、一人の議長、書記、投票検査人の任命によって組織される。

命によつて組織される。

第一四条 第一次集会の警察権は、第一次集会に属する。

第一五条 いかなる人も、武装してそこへ現れることができないと判断される。

第一六条 選挙は、各投票者の選択で、投票または大声でおこなわれる。

第一七条 第一次集会は、いかなる場合においても、投票の画一的な方法を命じることができない。

第一八条 投票検査人は、書くことができないのに投票することを選ぶ市民の投票を確かめる。

第一九条 法律についての投票は、可と否で与えられる。

第二〇条 第一次集会の希望は、つぎのように宣言される。投票者……中……の第一次集会に集つた市民は、……の多数で賛成または反対する。

国 民 代 表

第二一条 人口は、国民代表の唯一の基礎である。

第二三条 四〇、〇〇〇人にたいし、代議士は一人である。

第二三条 人口三九、〇〇〇人から四一、〇〇〇人までから生ずる、第一集会の各会合は、直接に一人の代議士を任命する。

第二四条 任命は、投票の絶対多数でおこなわれる。

第二五条 各集会は、開票をおこない、かつもとも中心と指定された場所に、一般的調査のために委員を派遣する。

第二六条 第一回の調査が、絶対多数を示さないなら、第二回目の召集がおこなわれ、もつとも多数の投票を集めた二人の市民のあいだで投票する。

第二七条 投票が同数の場合には、決選投票されるためにも、あるいは選舉されるためにも、年長者が優先権をもつ。年齢が同じ場合は、抽選で決する。

第二八条 市民権行使するすべてのフランス人は、共和国の範囲内で被選舉資格がある。

第二九条 各代議士は、全国民に属する。

第三〇条 代議士の引受拒否、辞職、失權または死亡の場合には、その代議士を任命した第一次集会によつてその後任者が任命される。

第三一条 辞職した代議士は、その後任者の承認のうちにしかその地位を去ることができない。

第三二条 フランス人民は、選舉のために毎年五月一日に集まる。

第三三条 投票権をもつ市民の数がどれほどであつても選挙がおこなわれる。

第三四条 投票権をもつ市民の五分の一の要求に基き、第一次集会が臨時に形成される。

第三五条 この場合、召集は、通常の集合場所の市町村府によつておこなわれる。

第三六条 この臨時集会は、そこで投票権をもつ市民の過半数が出席する場合だけ審議する。

選　　挙　　会

第三七条 第一次集会に集つた市民は、出席または欠席市民二〇〇人にたいし一人、三〇一人から四〇〇人にたいし二人、

五〇一人から六〇〇人までにたいし三人の選挙人を任命する。第三八条 選挙会の開催と選挙の方法は、第一次集会におけると同じである。

立　　法　　府

第三九条 立法府は、一であり、分割できずかつ常設である。

第四〇条 立法府の会期は、一年である。

第四一条 立法府は、七月一日に集会する。

第四二条 国民議会は、少くとも過半数の代議士で構成されないならば、成立することができない。

第四三条 代議士は、立法府内で述べた意見のために、いかなる時にも捜査され、起訴され、裁判されえない。

第四四条 代議士は、犯罪事実のために、現行犯で逮捕される。ただしかれらにたいする逮捕状、拘引状は、立法府の許可をえたのちにしか発することができない。

立法院の会議の開催

第四五条 国民議会の会議は、公開される。

第四六条 その会議の議事録は、印刷される。

第四七条 国民議会は、少くとも二〇〇人の議員で構成されないならば、審議することができない。

第四八条 国民議会は、その議員が、それを要求した順序で、その議員の発言を拒否することができない。

第四九条 国民議会は、出席議員の過半数で議決する。

第五〇条 五〇人の議員が、指名点呼を要求する権利をもつ。

第五一条 国民議会は、その内部におけるその議員の品行につ

いて、徵戒権をもつ。

第五二条 その会議の場所および国民議会が定めた外郭における警察権は、国民議会に属する。

立法府の職務

第五三条 立法府は、法律を提案し、命令^{デクレ}を発する。

第五四条 つぎのものにかんする立法府の行為は、法律といふ一般的な名の下に包含される。

民事、刑事立法。

共和国の通常の収入と支出の一般管理。

国有財産。

貨幣の純分、重量、刻印および名称。

租税の性質、総額および徴収。

戦争の宣言。

フランス領土のまつたく新しい一般的区分。

公教育。

偉人の記憶にたいする公の名誉。

第五五条 つぎのものにかんする立法府の行為は、命令といふ特別の名でよばれる。

陸軍と海軍の毎年の創設。

フランス領土上の外国軍隊の通過の許可または禁止。

共和国の港内に外国の海軍の導入。

安全と一般的安寧の処置。

公の救済と公共土木事業の毎年および一時的の配分。

すべての種類の貨幣の铸造命令。

不慮の支出と臨時の支出。

一行政府、一市町村、ある種の公共土木事業にたいする地方的かつ特別の処置。

領土の防衛。

条約の批准。

軍隊の総司令官の任命と免職。

執行会議構成員、公務員の責任の追求。

共和国の一般的安全にたいする陰謀の被疑者の起訴。

フランス領土の部分的区分におけるすべての変更。

国家賠償。

法律の作成

第五六条 法律案「提出」の前に、報告がおこなわれる。

第五七条 報告後一五日たたねば、討論をはじめることもできず、法律をかりに決めることもできない。

第五八条 法案は印刷され、提案された法律といふ名称の下に、共和国のすべての市町村に送られる。

第五九条 提案された法律の発送四〇日後に、過半数の県において、正規に形成された各県の第一次集会の十分の一が、異議を申立なかつたならば、法案は、承認され、法律となる。

第六〇条 異議の申立があれば立法府は第一次集会を召集する。

法律と命令の表題

第六一条 法律、命令、判決およびすべての公の行為には、つぎのような表題がつけられる。

フランス人民の名において、フランス共和国……年。

執行会議

する義務がある。

第六二条 二五人で構成される執行会議が設けられる。

第六三条 各県の選挙会が、一人の候補者を任命する。立法府は、全国名簿にもとづいて、会議構成員を選択する。

第六四条 執行会議は、各立法期における、その会期の最終の日に、半数が改選される。

第六五条 会議は、一般的行政の指揮と監督を担当する。会議は、立法府の法律と命令を執行することができるだけである。

第六六条 会議は、その会議外から、共和国の一般的行政の主な官吏を任命する。

第六七条 立法府は、これらの官吏の数と職務を定める。

第六八条 これらの官吏は、会議を形成しない。これらの官吏は、そのあいだに直接的な関係がなく、分離される。これらの官吏は、いかなる個人的な権威も行使しない。

第六九条 会議は、その会議外から、共和国の対外官吏を任命する。

第七〇条 会議は、条約を商議する。

第七一条 会議構成員は、その義務を怠る場合には、立法府によつて起訴される。

第七二条 会議は、法律と命令の不執行とそれが告発しなかつた濫用について責任を負う。

第七三条 会議は、その任命にかかる官吏を免職し、その後任者を任命する。

第七四条 会議は、必要があれば、司法機関に、かれらを告発

執行会議と立法府の関係

第七五条 執行会議は、立法府のそばに駐在する。執行会議は、立法府の会議の場所において、別の入口と席をもつ。

第七六条 執行会議が、説明する必要があるたびに、「その報告は」聽かれねばならない。

第七七条 立法府は、適当と判断するときは、その内部に、執行会議の全員または一部を召喚する。

行政政府と市町村府

第七八条 共和国の市町村に市町村府が設けられる。

各地区に中間行政政府が設けられる。
各県に中央行政政府が設けられる。

第七九条 市町村官吏は、市町村議会によつて選挙される。

第八〇条 行政官は、県と地区の選挙会によつて任命される。

第八一条 市町村府と行政政府は、毎年、半数が改選される。

第八二条 行政官と市町村官吏は、代表のいかなる性格もまたない。

かれらは、いかなる場合においても、立法府の行為を変更することができず、その執行を停止することもできない。

第八三条 立法府は、市町村官吏と行政官の職務、かれらの従属関係の規則、かれらが受けうる刑罰を決定する。

第八四条 市町村府と行政政府の会議は、公開される。

民事裁判

第八五条 民法典と刑法典は、全共和国にとって一定である。

第八六条 市民の、その紛争をかれらが選択する仲裁人に判決させる権利にたいし、いかなる侵害ももたらすことができない。

第八七条 これらの仲裁人の判決は、もし市民が異議申立権を留保しなかつたならば、確定する。

第八八条 法律によつて定められた区の市民によつて選挙される治安判事が設けられる。

第八九条 治安判事は、訴訟費用なしに、調停し、判決する。

第九〇条 治安判事の数と権限は、立法府が規律する。

第九一条 選挙会によつて選挙される公仲裁人が設けられる。

第九二条 公仲裁人の数と区は、立法府が定める。

第九三条 公仲裁人は、私仲裁人または治安判事が確定的に結了しなかつた紛争を審理する。

第九四条 公仲裁人は、公開で審議する。

公仲裁人は、大声で意見を述べる。

公仲裁人は、口頭の抗弁または簡単な意見書にもとづき、

訴訟手続なしにかつ訴訟費用なしに、終審として判決を下す。

公仲裁人は、その判決に理由をつける。

第九五条 治安判事と公仲裁人は、毎年選挙される。

刑事裁判

第九六条 刑事事件においては、いかなる市民も、陪審員によつて受理された起訴または立法府によつて決められた起訴に

もとづく以外は、裁判されえない。

被告人は、かれらによつて選ばれた弁護人または国選弁護

人をもつ。

審理は、公開される。

事実と犯意は、判決陪審によつて宣告される。

刑罰は、刑事裁判官によつて適用される。

第九七条 刑事裁判官は、毎年、選挙会によつて選挙される。

破毀裁判所

第九八条 全共和国に一破毀裁判所が設けられる。

第九九条 この裁判所は、事件の本案を審理しない。

この裁判所は、手続の違反と法律にたいする明白な違反について判決を下す。

第一〇〇条 この裁判所の構成員は、毎年選挙会によつて任命される。

租 稅

第一〇一条 いかなる市民も、公の負担に寄与する義務を免除されえない。

国 庫

第一〇二条 国庫は、共和国の収入と支出の中心点である。

第一〇三条 国庫は、執行会議によつて任命される、会計官吏によって管理される。

第一〇四条 これらの官吏は、立法府によつて、その外部から任命される委員によつて監督され、かれらが告発しない濫用について責任を負う。

会 計

第一〇五条 国庫官吏と公金の管理者の報告は、執行会議によ

つて任命される責任ある委員にたいし、毎年おこなわれる。

第一〇六条 これらの検査官は、立法府によつて、その外部から任命される委員によつて監督され、かつかれらが告発しない濫用と過失について責任を負う。

立法府は、会計を決定する。

共和国の軍隊

第一〇七条 共和国の全軍隊は、全人民で構成される。

第一〇八条 共和国は、平和時においても、陸・海軍を有給で保持する。

第一〇九条 すべてのフランス人は、兵士である。かれらはすべて、武器の操作の訓練をうける。

第一一〇条 大元帥は、存在しない。

第一一一条 官等の相違とその差別標識と従属関係は、勤務にだけ関係し、かつその継続期間中だけ存続する。

第一一二条 国内の秩序と平和を維持するために用いられる軍隊は、憲法上の機関の文書による要請にもとづいてのみ行動する。

第一一三条 外敵にたいし使用される武力は、執行会議の命令の下に行動する。

第一一四条 いかなる軍隊も、審議することができない。

国民公会^注

第一一五条 過半数の県で正規に形成された、各県の第一次集

会の十分の一が、憲法の改正または憲法の若干の条文の変更を要求するときは、立法府は、国民公会の必要があるかどうか

かを知るために、共和国の全第一次集会を召集する義務がある。

第一一六条 国民公会は、立法議会と同じ方法で形成され、立法議会の権限を併合する。

第一一七条 国民公会は、憲法に関連して、その召集の理由となつた事項だけをとりあつかう。

フランス共和国と外国との関係

第一一八条 フランス人民は、自由な人民の友であり本来の同盟国民である。

第一一九条 フランス人民は、他国民の政府に干渉しない。フランス人民は、他国民が自分の政府に干渉することを許さない。

第一二〇条 フランス人民は、自由のために、その祖国から追放された外国人を庇護する。フランス人民は、圧政者にたいしてはそれを拒否する。

第一二一条 フランス人民は、その領土を占領する敵とは講和をしない。

権利の保障

第一二二条 憲法は、すべてのフランス人にたいし、平等、自由、安全、所有、公債、自由な礼拝、普通教育、公の救済、出版の無限の自由、請願権、人民の結社に集会する権利、人間のすべての権利の享有を保障する。

第一二三条 フランス共和国は、忠誠、勇氣、老令、孝心、不幸を尊敬する。

一七九三年の憲法（訳）

フランス共和国は、すべての徳の守護者にその憲法の保管を託する。

第一二四条 権利宣言と憲法は、立法府内と広場において板に彫りつけられる。

注 国民公会は Des Conventions nationales の訳である。

憲法制定議会と訳した方がいいでは意味が通じるが、慣用にしたがつた。